

静岡市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程

令和5年3月31日

議会告示第1号

(趣旨)

第1条 この告示は、静岡市議会の個人情報の保護に関する条例(令和5年静岡市条例第40号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この告示において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(個人識別符号)

第3条 条例第2条第2項の議長が定める文字、番号、記号その他の符号は、次に掲げるものとする。

(1) 次に掲げる身体の特徴のいずれかを特定の個人を識別することができる水準が確保されるよう、適切な範囲を適切な手法により電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号

ア細胞から採取されたデオキシリボ核酸(別名DNA)を構成する塩基の配列

イ顔の骨格及び皮膚の色並びに目、鼻、口その他の顔の部位の位置及び形状によって定まる容貌

ウ虹彩の表面の起伏により形成される線状の模様

エ発声の際の声帯の振動、声門の開閉並びに声道の形状及びその変化

オ歩行の際の姿勢及び両腕の動作、歩幅その他の歩行の態様

カ手のひら又は手の甲若しくは指の皮下の静脈の分岐及び端点によって定まるその静脈の形状

キ指紋又は掌紋

(2) 旅券法(昭和26年法律第267号)第6条第1項第1号の旅券の番号

(3) 国民年金法(昭和34年法律第141号)第14条に規定する基礎年金番号

(4) 道路交通法(昭和35年法律第105号)第93条第1項第1号の免許証の番号

(5) 住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)第7条第13号に規定する住民票コード

(6) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第5項に規定する個人番号

(7) 国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第111条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者記号・番号

- (8) 高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第161条の2第1項に規定する保険者番号及び被保険者番号
- (9) 介護保険法（平成9年法律第123号）第12条第3項の被保険者証の番号及び保険者番号
- (10) 健康保険法（大正11年法律第70号）第3条第11項に規定する保険者番号及び同条第12項に規定する被保険者等記号・番号
- (11) 船員保険法（昭和14年法律第73号）第2条第10項に規定する保険者番号及び同条第11項に規定する被保険者等記号・番号
- (12) 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第5号に規定する旅券（日本国政府の発行したものを除く。）の番号及び同法第19条の4第1項第5号の在留カードの番号
- (13) 私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）第45条第1項に規定する保険者番号及び加入者等記号・番号
- (14) 国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）第112条の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (15) 地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第144条の24の2第1項に規定する保険者番号及び組合員等記号・番号
- (16) 雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第10条第1項の雇用保険被保険者証の被保険者番号
- (17) 日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第8条第1項第3号の特別永住者証明書の番号
(要配慮個人情報)

第4条 条例第2条第3項の議長が定める記述等は、次に掲げる事項のいずれかを内容とする記述等（本人の病歴又は犯罪の経歴に該当するものを除く。）とする。

- (1) 次に掲げる身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害があること。

ア身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）別表に掲げる身体上の障害

イ知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）にいう知的障害

ウ精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）にいう精神障害（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第1項に規定する発達障害を含み、イに掲げるものを除く。）

エ治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であつて障害者の日常生活及び社会

生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項の政令で定めるものによる障害の程度が同項の厚生労働大臣が定める程度であるもの

（2）本人に対して医師その他医療に関連する職務に従事する者（次号において「医師等」という。）により行われた疾病の予防及び早期発見のための健康診断その他の検査（同号において「健康診断等」という。）の結果

（3）健康診断等の結果に基づき、又は疾病、負傷その他の心身の変化を理由として、本人に対して医師等により心身の状態の改善のための指導又は診療若しくは調剤が行われたこと。

（4）本人を被疑者又は被告人として、逮捕、搜索、差押え、勾留、公訴の提起その他の刑事事件に関する手続が行われたこと。

（5）本人を少年法（昭和23年法律第168号）第3条第1項に規定する少年又はその疑いのある者として、調査、観護の措置、審判、保護処分その他の少年の保護事件に関する手続が行われたこと。

（個人の権利利益を害するおそれ大きいもの）

第5条 条例第11条の個人の権利利益を害するおそれ大きいものとして議長が定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

（1）要配慮個人情報が含まれる保有個人情報（高度な暗号化その他の個人の権利利益を保護するために必要な措置を講じたものを除く。以下この条において同じ。）の漏えい、滅失若しくは毀損（以下この条において「漏えい等」という。）が発生し、又は発生したおそれがある事態

（2）不正に利用されることにより財産的被害が生じるおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（3）不正の目的をもって行われたおそれがある保有個人情報の漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

（4）保有個人情報に係る本人の数が100人を超える漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある事態

2 議長は、条例第11条本文の規定による通知をする場合には、前項各号に定める事態を知った後、当該事態の状況に応じて速やかに、当該本人の権利利益を保護するために必要な範囲において、次に定める事項を通知しなければならない。

（1）概要

（2）漏えい等が発生し、又は発生したおそれがある保有個人情報の項目

- (3) 原因
 - (4) 2次被害又はそのおそれの有無及びその内容
 - (5) その他参考となる事項
- (電磁的方法)

第6条 条例第15条第4項に規定する電磁的方法は、次に掲げる方法とする。

- (1) 電話番号を送受信のために用いて電磁的記録を相手方の使用に係る携帯して使用する通信端末機器に送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (2) 電子メールを送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）
- (3) 前号に定めるもののほか、その受信をする者を特定して情報を伝達するために用いられる電気通信（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第1号に規定する電気通信をいう。）を送信する方法（他人に委託して行う場合を含む。）

(匿名加工情報の安全管理措置の基準)

第7条 条例第16条第2項の議長が定める基準は、次のとおりとする。

- (1) 匿名加工情報を取り扱う者の権限及び責任を明確に定めること。
- (2) 匿名加工情報の取扱いに関する規程を整備し、当該規程に従って匿名加工情報を適切に取り扱うとともに、その取扱いの状況について評価を行い、その結果に基づき改善を図るために必要な措置を講ずること。
- (3) 匿名加工情報を取り扱う正当な権限を有しない者による匿名加工情報の取扱いを防止するために必要かつ適切な措置を講ずること。

(個人情報ファイル簿の作成及び公表)

第8条 議長は、個人情報ファイル（条例第17条第2項各号に掲げるもの及び同条第3項の規定により個人情報ファイル簿に掲載しないものを除く。次項及び第4項において同じ。）を保有するに至ったときは、直ちに、個人情報ファイル簿を作成しなければならない。

- 2 個人情報ファイル簿は、議会が保有している個人情報ファイルを通じて一の帳簿とする。
- 3 議長は、個人情報ファイル簿に記載すべき事項に変更があったときは、直ちに、当該個人情報ファイル簿を修正しなければならない。
- 4 議長は、個人情報ファイル簿に掲載した個人情報ファイルの保有をやめたとき、又はその個人情報ファイルが条例第17条第2項第1号カに該当するに至ったときは、遅滞なく、当該個人情報ファイルについての記載を削除しなければならない。
- 5 議長は、個人情報ファイル簿を作成したときは、遅滞なく、これを事務所に備えて置き一般の閲覧に供するとともに、インターネットの利用その他の情報通信の技術を利用する方法

により公表しなければならない。

6 条例第17条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル又は同項第2号に係る個人情報ファイルの別

(2) 条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルについて、第9項に規定する個人情報ファイルがあるときは、その旨

7 条例第17条第2項第1号カの議長が定める数は、1,000人とする。

8 条例第17条第2項第1号キの議長が定める個人情報ファイルは、次に掲げる個人情報ファイルとする。

(1) 次に掲げる者に係る個人情報ファイルであつて、専らその人事、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（アに掲げる者の採用又は選定のための試験に関する個人情報ファイルを含む。）

ア執行機関の職員又は当該職員であつた者

イ条例第17条第2項第1号アに規定する者又はアに掲げる者の被扶養者又は遺族

(2) 条例第17条第2項第1号アに規定する者及び前号ア又はイに掲げる者を併せて記録する個人情報ファイルであつて、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの

9 条例第17条第2項第3号の議長が定める個人情報ファイルは、条例第2条第5項第2号に係る個人情報ファイルで、その利用目的及び記録範囲が条例第17条第1項の規定による公表に係る条例第2条第5項第1号に係る個人情報ファイルの利用目的及び記録範囲の範囲内であるものとする。

(保有個人情報取扱業務登録簿の登録事項)

第9条 条例第18条第1項第6号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 保有個人情報の収集先

(2) 保有個人情報の市の機関等（市の機関（議会を除く。以下同じ。）及び市の設立に係る地方独立行政法人をいう。以下同じ。）以外のものへの経常的な提供の有無及びその提供先

(3) 保有個人情報の電子計算機等の結合による市の機関等以外のものへの提供の有無及びその結合先

(4) 特定個人情報の取扱いの有無

(5) 前各号に掲げるもののほか、議長が必要があると認める事項

(開示請求書)

第10条 条例第20条第1項に規定する開示請求書は、保有個人情報開示請求書(様式第1号)によるものとする。

2 前項の開示請求書に記載することができる条例第20条第1項第3号の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 開示請求者の連絡先

(2) 代理人による請求の場合にあっては、当該代理人の氏名、住所又は居所及び連絡先並びに法定代理人又は本人の委任による代理人の別

(開示請求における本人確認手続等)

第11条 開示請求をする者は、議長に対し、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、又は提出しなければならない。

(1) 開示請求書に記載されている開示請求をする者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている運転免許証、健康保険の被保険者証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第7項に規定する個人番号カード、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カード、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法第7条第1項に規定する特別永住者証明書その他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であって、当該開示請求者等が本人であることを確認するに足りるもの

(2) 前号に掲げる書類をやむを得ない理由により提示し、又は提出することができない場合にあっては、当該開示請求をする者が本人であることを確認するため議長が適当と認める書類

2 開示請求書を議長に送付して開示請求をする場合には、開示請求をする者は、前項の規定にかかわらず、次に掲げる書類を議長に提出すれば足りる。

(1) 前項各号に掲げる書類のいずれかを複写機により複写したもの

(2) その者の住民票の写しその他その者が前号に掲げる書類に記載された本人であることを示すものとして議長が適当と認める書類であって、開示請求をする日前30日以内に作成されたもの

3 条例第19条第2項の規定により代理人が開示請求をする場合には、当該代理人は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書類(開示請求をする日前30日以内に作成されたものに限る。)を議長に提示し、又は提出しなければならない。

4 開示請求をした代理人は、当該開示請求に係る保有個人情報の開示を受ける前にその資格

を喪失したときは、直ちに、書面でその旨を議長に届け出なければならない。

5 前項の規定による届出があったときは、当該開示請求は、取り下げられたものとみなす。

(開示決定の際に通知すべき事項)

第12条 条例第25条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 開示決定に係る保有個人情報について求めることができる開示の実施の方法
- (2) 事務所における開示を実施することができる日、時間及び場所並びに事務所における開示の実施を求める場合にあっては、条例第29条第3項の規定による申出をする際に事務所における開示を実施することができる日のうちから事務所における開示の実施を希望する日を選択すべき旨
- (3) 写しの送付の方法による保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数及び送付に要する費用
- (4) 電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。第17条第2項において同じ。）と開示を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。同項において同じ。）を使用して保有個人情報の開示を実施する場合における準備に要する日数その他当該開示の実施に必要な事項

(開示決定等の通知)

第13条 条例第25条第1項又は第2項の規定による通知は、次の各号に掲げる通知の区分に応じ、当該各号に定める通知書を送付することにより行うものとする。

- (1) 保有個人情報の開示をする旨の決定の通知 保有個人情報開示決定通知書（様式第2号）
- (2) 保有個人情報の一部を開示する旨の決定の通知 保有個人情報部分開示決定通知書（様式第3号）
- (3) 保有個人情報の開示をしない旨の決定の通知 保有個人情報不開示決定通知書（様式第4号）

2 条例第26条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間延長通知書（様式第5号）を送付することにより行うものとする。

3 条例第27条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書（様式第6号）を送付することにより行うものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第14条 条例第28条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書（様式第7号）を送付することにより行うものとする。

- 2 条例第28条第1項又は第2項の意見書は、保有個人情報の開示決定等に関する意見書（様式第8号）とする。
- 3 議長は、条例第28条第1項又は第2項の規定により、同条第1項に規定する第三者に対し、当該第三者に関する情報の内容を通知するに当たっては、開示請求に係る保有個人情報の本人の権利利益を不当に侵害しないように留意しなければならない。
- 4 条例第28条第1項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - （1）開示請求の年月日
 - （2）意見書を提出する場合の提出先及び提出期限
- 5 条例第28条第2項の議長が定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - （1）前項各号に掲げる事項
 - （2）条例第28条第2項各号のいずれに該当するかの別及びその理由
- 6 条例第28条第3項後段の規定による通知は、保有個人情報の開示決定をした旨の通知書（様式第9号）を送付することにより行うものとする。

（電磁的記録の開示方法）

第15条 条例第29条第1項に規定する議長が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種類に応じ、当該各号に掲げる方法（プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）とする。

- （1）録音テープ、ビデオテープその他音声又は映像が記録された電磁的記録 当該電磁的記録を専用機器により再生したものの視聴又は複写したものの交付
 - （2）前号に規定する電磁的記録以外の電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの閲覧又は交付
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧又は複写したものの交付の方法（プログラムを用いて行う必要があるものにあつては、議会が保有するプログラムにより行うことができるものに限る。）又は当該電磁的記録を電子情報処理組織を使用して開示を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに複写させる方法により開示することが容易であるときは、当該方法とすることができる。
- 3 前2項に定める方法による電磁的記録の開示にあつては、議長は、当該電磁的記録の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該電磁的記録を複写したものの又は用紙に出力したものの写しにより、これを行うことができる。

(開示の実施の方法等の申出)

第16条 条例第29条第3項の規定による申出は、保有個人情報の開示の実施方法等申出書（様式第10号）により行うものとする。

2 条例第25条第1項の規定による通知があった場合において、開示請求書に記載された事項を変更しないときは、条例第29条第3項の規定による申出を要しない。

(公文書の写しの交付に係る費用負担)

第17条 条例第31条第2項及び第3項の議長が定める額は、別表に定めるところによる。

(訂正請求等に関する開示請求における本人確認手続等に係る規定の準用)

第18条 第11条（第4項及び第5項を除く。）の規定は、訂正請求及び利用停止請求における本人確認手続等について準用する。この場合において、同条第3項中「第19条第2項」とあるのは、訂正請求については「第32条第2項」と、利用停止請求については「第39条第2項」と読み替えるものとする。

(訂正請求書)

第19条 条例第33条第1項に規定する訂正請求書は、保有個人情報訂正請求書（様式第11号）とする。

(訂正決定等の通知)

第20条 条例第35条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書（様式第12号）を送付することにより行うものとする。

(訂正決定等期間延長通知書)

第21条 条例第36条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間延長通知書（様式第13号）を送付することにより行うものとする。

(訂正決定等期間特例延長通知書)

第22条 条例第37条第1項後段の規定による通知は、保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書（様式第14号）を送付することにより行うものとする。

(保有個人情報の提供先への通知)

第23条 条例第38条の規定による通知は、保有個人情報訂正実施通知書（様式第15号）を送付することにより行うものとする。

(利用停止請求書)

第24条 条例第40条第1項に規定する利用停止請求書は、保有個人情報利用停止請求書（様式第16号）とする。

(利用停止決定等の通知)

第25条 条例第42条第1項又は第2項の規定による通知は、保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書（様式第17号）を送付することにより行うものとする。

（利用停止決定等期間延長通知書）

第26条 条例第43条第2項後段の規定による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書（様式第18号）とする。

（利用停止決定等期間特例延長通知書）

第27条 条例第44条第1項後段による通知は、保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書（様式第19号）を送付することにより行うものとする。

（諮問をした旨の通知書）

第28条 条例第46条第1項の規定による諮問は、静岡市行政不服審査法施行条例（平成28年静岡市条例第17号）第5条に規定する静岡市個人情報保護審査会に諮問書（様式第20号）を提出して行うものとする。

2 前項の規定により提出する諮問書には、次に掲げる書面の写しを添付するものとする。

（1）行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条第1項に規定する審査請求書又は同法第21条第2項に規定する審査請求録取書

（2）保有個人情報開示請求書、保有個人情報訂正請求書又は保有個人情報利用停止請求書

（3）第13条第1項各号の通知書、保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書又は保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書（開示請求、訂正請求又は利用停止請求に係る不作為についての審査請求の場合を除く。）

3 条例第46条第2項の規定による通知は、諮問通知書（様式第21号）を送付することにより行うものとする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

（静岡市議会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程の廃止）

2 静岡市議会の所管に係る静岡市個人情報保護条例施行規程（平成15年静岡市議会告示第4号）は、廃止する。

（経過措置）

3 この告示の施行の際現に議会が保有している個人情報ファイルについての第8条第1項の規定の適用については、同項中「直ちに」とあるのは、「静岡市議会の個人情報の保護に関する条例施行規程（令和5年静岡市議会告示第1号）の施行後遅滞なく」とする。

別表（第17条関係）

保有個人情報が記録された公文書の区分	交付する写し又は複製物	金額	備考
文書及び図画（マイクロフィルムを含む。）	複写機により複写したもの	単色刷り 1 枚につき10円	1 日本産業規格A列 4 番の規格による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。
		多色刷り 1 枚につき50円	2 用紙の両面を使用する場合は、2 枚として計算する。
	その他公文書の性質に応じて複写したもの	当該複写したものの交付に要する費用（作成に要する費用を含む。）に相当する金額	
電磁的記録	用紙に出力したものの又はこれを複写したもの	単色刷り 1 枚につき10円	1 日本産業規格A列 4 番の規格による用紙を用いて行うものとする。ただし、これにより難しいときは、日本産業規格A列 3 番を超えない規格による用紙を用いて行うことができる。
			2 用紙の両面を使用する場合は、2 枚として計算する。
	光ディスクに複写したもの	1 枚につき50円	光ディスクは、議会が用意するCD—R（記憶容量700メガバイト）とする。
	その他電磁的記録	当該電磁的記録媒	

	媒体に複写したもの	体の交付に要する費用（作成に関する費用を含む。）に相当する額	
--	-----------	--------------------------------	--

様式第 1 号（第10条関係）

保有個人情報開示請求書

年

（宛先） 静岡市議会議長

開示請求者

住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先
上記（☐法定 ☐任意）代理人
住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先

（代理人による
請 求 の 場 合）

静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和 5 年静岡市条例第40号）第20条規定に基づき、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

開示請求に係る保有個人情報 が記録されている地方公 共団体等行政文書の名称又 は保有個人情報の内容	
開示の実施の方法の区分	☐ 閲覧又は視聴 ☐ 写しの交付 ☐ 写しの郵送
実 施 の 希 望 日	年 月 日

（注）

1 ☐のある欄には、該当する☐にレ点を記入してください。

2 請求の際には、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留特別永住者証明書その他当該開示請求をする者が本人であることを確認する書類を係員に提示し、又は提出してください。

3 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書（開示請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）及び上記 2 の書類の写し（本人が任意代理人（本人の委任による代理人をいう。）の場合に限る。）を提示し出してください。

※以下の欄には記入しないでください。

保有個人情報の 本 人 確 認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード等 ☐ その他（
代理人の資 格 の 確 認	☐ 戸籍謄本 ☐ 委任状 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（
代理人の本	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード

様式第2号（第13条関係）

第
年

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、静岡市議情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第25条第1項の規定により
おり全部を開示することに決定したので通知します。

保有個人情報の名称等	
開示する保有個人情報の 利 用 目 的	
開 示 の 実 施 の 方 法 等	
担 当 課	電話番号
備 考	

(注)

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び運転免許証、健康保険者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他当該開示請求を
であることを確認するに足る書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 2 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書
開示を受ける日前30日以内に作成されたものに限る。）及び上記1の書類の写し
理人が任意代理人（本人の委任による代理人をいう。）の場合に限る。）を提示

様式第3号（第13条関係）

第
年

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報部分開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、静岡市議
情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第25条第2項の規定により
おり一部を開示することに決定したので通知します。

保有個人情報の名称等	
部分開示する保有個人 情 報 の 利 用 目 的	
不開示とした部分と そ の 理 由	
開 示 の 実 施 方 法 等	
担 当 課	電話番号
備 考	※開示しない部分の開示が可能となる日： 年 月

(注)

- 1 保有個人情報の開示を受ける際には、この通知書及び運転免許証、健康保険
者証、個人番号カード、在留カード、特別永住者証明書その他当該開示請求を
人であることを確認するに足りる書類を係員に提示し、又は提出してください
- 2 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書
開示を受ける日前30日以内に作成されたものに限り。）及び上記1の書類の写し
理人が任意代理人（本人の委任による代理人をいう。）の場合に限り。）を提示
提出してください。
- 3 「※開示しない部分の開示が可能となる日」については、あなたが請求した
情報について、非開示の理由がなくなる期日があるものについてだけ記載され
るので、その時点で保有個人情報の開示を希望される場合は、その日以降に改め
てください。

(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第 4 号（第13条関係）

第
年 月

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報不開示決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、静岡市議
情報の保護に関する条例（令和 5 年静岡市条例第40号）第25条第 2 項の規定により
おり全部を開示しないことに決定したので通知します。

保有個人情報の名称等	
開示をしないこととし た 理 由	
担 当 課	電話番号
備 考	※開示が可能となる日： 年 月 日

(注)「※開示が可能となる日」については、あなたが請求した保有個人情報につい
示の理由がなくなる期日があるものについてだけ記載されていますので、その
有個人情報の開示を希望される場合は、その日以降に改めて請求してください
(教示) 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第 5 号（第13条関係）

第
年 月

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報開示決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、静岡
個人情報の保護に関する条例（令和 5 年静岡市条例第40号）第26条第 2 項の規定に
のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の名称等	
条例第 26 条第 2 項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第 6 号（第13条関係）

第
年 月

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報開示決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示については、静岡
個人情報の保護に関する条例（令和 5 年静岡市条例第40号）第27条第 1 項の規定に
のとおり開示決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の名称等		
条例第27条第 1 項の規定 による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで	
開示請求に係る保有個人 情報のうちの相当の部分 につき開示決定等をする 期間及び当該期間内に開 示決定等をする部分	期 間	年 月 日から 年 月 日まで
	開示決定 等をする 部 分	
残りの保有個人情報に ついて開示決定等をす る期限	年 月 日	
条例第27条第 1 項の規定 を適用する理由		

様式第 7 号（第14条関係）

第
年

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報の開示決定等に関する意見照会書

（あなた、貴社等）に関する情報が含まれている保有個人情報について、静岡市個人情報の保護に関する条例（令和 5 年静岡市条例第40号）第20条第 1 項の規定により御意見を伺うこととしました。

つきましては、本件保有個人情報を開示することにつき御意見がある場合は、同封「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」を提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見はないものとします。

保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
条例第28条第 2 項に該当する場合にあっては、同項第 1 号又は第 2 号の規定の適用区分及びその理由	適用区分 ☐ 第 1 号 ☐ 第 2 号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている（あなた、	

様式第 8 号（第14条関係）

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年

（宛先） 静岡市議会議長

住所又は
居 所

氏 名

連絡先

法人その他の団体にあつ
その主たる事業所の所在

法人その他の団体にあつ
の名称及び代表者の氏名

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意
します。

保有個人情報の名称等	
開示についての御意見	☐保有個人情報を開示されることについて支障がない。 ☐保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的理由

様式第9号（第14条関係）

第
年

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報の開示決定をした旨の通知書

（あなた、貴社等）から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に係る」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定したので、静岡個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第28条第3項の規定にします。

保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日
担 当 課	電話番号

様式第10号 (第16条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年

(宛先) 静岡市議会議長

住所又は
居 所
氏 名
連絡先

申出者

よる）
場合

上記（☐法定 ☐任意）代理人
住所又は
居 所
氏 名
連絡先

静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年静岡市条例第40号）第29条第
定に基づき、次のとおり申し出ます。

1 保有個人情報開示決定通知書の番号等

文書番号：	日付：
-------	-----

2 求める開示の実施方法

□閲覧（ □全部 □一部 ）

（一部の場合の該当部分：

□写しの交付（ □全部 □一部 ）

（一部の場合の該当部分：

（ □写しの送付を希望する。 ）

様式第11号（第19条関係）

保有個人情報訂正請求書

年

（宛先）静岡市議会議長

訂正請求者

住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先
上記（☐法定 ☐任意）代理人
住所又は
居 所
氏 名
連 絡 先

（代理人による
申 出 の 場 合）

静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第33条規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
訂正請求に係る保有個人情報の内容	
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

- (注)
- 1 ☐のある欄には、該当する☐にレ点を記入してください。
- 2 請求の際には、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留特別永住者証明書その他当該訂正請求をする者が本人であることを確認する書類を係員に提示し、又は提出してください。
- 3 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書（訂正請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）及び上記2の書類の写し（人が任意代理人（本人の委任による代理人をいう。）の場合に限る。）を提示し出してください。
- 4 訂正すべき事実の誤りを証する書類を添付してください。

※以下の欄には記入しないでください。

保有個人情報の本人確認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード等 ☐ その他（
代理人の資	☐ 戸籍謄本 ☐ 委任状 ☐ 登記事項証明書

様式第12号（第20条関係）

第
年

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報の訂正請求に係る決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正については、静岡市議
情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第35条第1項の規定によ
第2項
おり決定したので通知します。

保有個人情報の名称等		
訂 正 請 求 の 趣 旨		
訂正をする旨の決定	訂正をする 部分及び訂 正 の 内 容	
訂正をしない旨の決定	訂正をしな い部分及び そ の 理 由	
担 当 課	電話番号	
備 考		

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第13号（第21条関係）

第
年 月

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報訂正決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、
会の個人情報の保護に関する条例(令和5年静岡市条例第40号)第36条第2項の規定
次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

訂正請求に係る保有 個人情報の名称等	
条例第36条第1項の 規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第14号（第22条関係）

第
年 月

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報訂正決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求について、
市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第50号）第37条第3
項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の名称等	
条例第36条第1項の規 定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担 当 課	電話番号

様式第15号（第23条関係）

第
年 月

様

静岡市議会議長 氏 名

保有個人情報訂正実施通知書

（あなた、貴社等）に提供している次の保有個人情報については、静岡市議会の個人情報保護に関する条例(令和5年静岡市条例第40号)第34条の規定により訂正を実施しました。同条例第38条の規定により通知します。

訂正請求に係る 保有個人情報の 名 称 等	
訂正請求者の氏 名等保有個人情 報の特定するた め の 情 報	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする 内容及び理由	
担 当 課	電話番号

様式第16号（第24条関係）

保有個人情報利用停止請求書

年

（宛先） 静岡市議会議長

利用停止請求者	住所又は
	居 所
	氏 名
	連 絡 先
〔代理人による 申 出 の 場 合〕	上記（ ☐ 法定 ☐ 任意）代理人
	住所又は
	居 所
	氏 名
	連 絡 先

静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第40条第
定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

利用停止請求に係る保有個人 情報の開示を受けた日	年 月 日
利 用 停 止 請 求 に 係 る 保 有 個 人 情 報 の 内 容	
利用停止請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

- (注)
- 1 ☐のある欄には、該当する☐にレ点を記入してください。
 - 2 請求の際には、運転免許証、健康保険の被保険者証、個人番号カード、在留特別永住者証明書その他当該利用停止請求をする者が本人であることを確認する書類を係員に提示し、又は提出してください。
 - 3 代理人による請求の場合は、戸籍謄本、委任状その他その資格を証明する書利用停止請求の日前30日以内に作成されたものに限る。）及び上記2の書類の写代理人が任意代理人（本人の委任による代理人をいう。）の場合に限る。）を提は提出してください。

※以下の欄には記入しないでください。

保有個人情報 の 本 人 確 認	☐ 運転免許証 ☐ 健康保険被保険者証 ☐ 個人番号カード ☐ 在留カード等 ☐ その他（
代 理 人 の 資 格 の 確 認	☐ 戸籍謄本 ☐ 委任状 ☐ 登記事項証明書 ☐ その他（

様式第17号（第25条関係）

第
年 月

様

静岡市議会議長 氏 名

保有個人情報の利用停止請求に係る決定通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の利用停止について
岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第42条第
定により、次のとおり決定したので通知します。

保有個人情報の名称等		
利用停止請求の趣旨		
利用停止をする旨の決定	利用停止をする部分及び利用停止の内容	
利用停止をしない旨の決定	利用停止をしない部分及びその理由	
担当課	電話番号	
備考		

（教示）行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示を記載すること。

様式第18号（第26条関係）

第
年 月

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報利用停止決定等期間延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、
会の個人情報の保護に関する条例(令和5年静岡市条例第40号)第43条第2項の規定
次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
条例第43条第2項の規定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第19号（第27条関係）

第
年 月

様

静岡市議会議長 氏

保有個人情報利用停止決定等期間特例延長通知書

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の訂正請求については、
会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第44条第1項の規定
次のとおり利用停止決定等の期間を延長したので通知します。

保有個人情報の名称等	
条例第44条第1項の規 定による決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長後の決定期間	年 月 日から 年 月 日まで
延長の理由	
担当課	電話番号

様式第20号（第28条関係）

第
年 月

（宛先）静岡市個人情報保護審査会

静岡市議会議長 氏

諮問書

審査請求があったので、静岡市議会の個人情報の保護に関する条例（令和5年静岡第40号）第46条第1項の規定により次のとおり諮問します。

審 査 請 求 人	
審査請求に係る処分 又は開示請求、訂正 請求若しくは利用停 止請求	
審 査 請 求 が 提 起 さ れ た 日	年 月 日
担 当 課	電話番号
備 考	

様式第21号（第28条関係）

第
年 月

様

静岡市議会議長 氏 名

諮問通知書

次の審査請求について静岡市個人情報保護審査会に諮問したので、静岡市議会の
報の保護に関する条例（令和5年静岡市条例第40号）第46条第2項の規定により通
す。

審 査 請 求 人	
審査請求に係る処分又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求	
審 査 請 求 が 提 起 さ れ た 日	年 月 日
諮 問 を し た 日	年 月 日
担 当 課	電話番号
備 考	

様式第 1 号 (第10条関係)

様式第 2 号 (第13条関係)

様式第 3 号 (第13条関係)

様式第 4 号 (第13条関係)

様式第 5 号 (第13条関係)

様式第 6 号 (第13条関係)

様式第 7 号 (第14条関係)

様式第 8 号 (第14条関係)

様式第 9 号 (第14条関係)

様式第10号 (第16条関係)

様式第11号 (第19条関係)

様式第12号 (第20条関係)

様式第13号 (第21条関係)

様式第14号 (第22条関係)

様式第15号 (第23条関係)

様式第16号 (第24条関係)

様式第17号 (第25条関係)

様式第18号 (第26条関係)

様式第19号 (第27条関係)

様式第20号 (第28条関係)

様式第21号 (第28条関係)